

# 『独占禁止法』を活かした競合会社や取引先とのパートナーシップの方法

2019年7月に公表された業務提携に関する報告書をベースとして、具体的な事例を踏まえながら業務提携の類型ごとのポイントを解説

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 11月 1日(金) 14:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

本セミナーでは、独占禁止法を活かした競合会社や取引先とのパートナーシップの方法について取り上げます。ビジネスを大きく成長させる上で、同業他社や取引先と良好なパートナーシップを構築し、共同事業を行うことは重要です。もともと、競合会社との接触方法や取引先との関係のあり方によっては独占禁止法の問題が生じ得ます。そのため、業務提携を行う上で独占禁止法を正しく理解することは不可欠となります。本セミナーでは、本年7月に公表された業務提携に関する報告書をベースとして、具体的な事例を踏まえながら業務提携の類型ごとのポイントを解説するとともに、競合会社との接触に関する全般的な留意点も解説する予定です。

講師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(元公取委審査専門官) 石田健 氏

講師紹介 「2007年弁護士登録(第二東京弁護士会)。国内外の法律事務所を経て、2015年から3年間にわたり特定任期付職員として公正取引委員会事務総局審査局第四審査において審査専門官(主査)を務める。公正取引委員会在任中は、事件担当課の主査として多数の立入検査や、大型談合事件・カルテル事件・知的財産やITが絡む事件などの審査・審判・意見聴取手続・取消訴訟・執行等を担当する。2018年アンダーソン・毛利・友常法律事務所スペシャル・カウンセラー就任。専門分野は独占禁止法、下請法、景表法のほか訴訟・紛争解決、危機管理、企業法務全般(特にIT関連)。早稲田大学商学部卒、英国 Queen Mary University of London(LLM)、英国 University College London(LLM)。」

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191651-0303(※) 『独占禁止法』を活かした競合会社や取引先とのパートナーシップの方法			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

## ・プログラム・

### 1 業務提携に関する独占禁止法上の考え方

#### (1) 基本的な考え方

- 1) 業務提携の独占禁止法上の位置づけ
- 2) 市場画定の方法
- 3) 競争への影響の評価方法
  - ・競合会社との業務提携の場合
  - ・取引先との業務提携の場合

#### (2) 個別類型ごとの具体的な考え方

- 1) 生産提携
- 2) 物流提携
- 3) 販売提携
- 4) 購入提携
- 5) 研究開発提携
- 6) 技術提携
- 7) 標準化提携

### 2 データに関する業務提携

- (1) データに関する業務提携の特徴
- (2) 独占禁止法上の基本的な考え方
- (3) データに関する業務提携の具体例

### 3 競合会社との接触に関する留意点

- (1) 機微情報の内容及び取扱いについて
- (2) 有事の際の対応
  - 1) 確約手続
  - 2) リニエンシー等

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。